青森県報

号外第二十九号
平成二十五年三月二十九日（金曜日）

目　次

人事委員会

○人事委員会規則六―一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則……（職員課）…一

○人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則……（同）…一

○人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則……（同）…三

○人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則……（同）…四

○人事委員会規則七―一〇九（住居手当）等の一部を改正する規則……（同）…四

人事委員会

人事委員会規則六―一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県人事委員会委員長　佐々木　忠一

人事委員会規則六―一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六―一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人むつ小川原地域・産業振興財団」を「公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団」に、「財団法人青森県フェリー埠頭公社」を「公益財団法人青森県フェリー埠頭公社」に、「社団法人青い森農林振興公社」を「公益社団法人青森県物産振興協会」に、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会」を「公益社団法人青森県物産振興協会」に、「社団法人青森県工業会」を「一般社団法人青森県工業会」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県人事委員会委員長　佐々木　忠一

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

57	60
57	61
57	62
57	62
57	63
58	55
58	56
58	56
58	56
59	56
59	57
59	57
59	57
59	58
59	58
59	58
60	58
60	58
61	59
	59
	59
	59

「57 57 57 57 57 58 58 58 58 58 59 59 59 59 60 60 61」を「56 57 57 57 57 57 57 57 58 58 58 58 58 58 59 59 59 59」に、「56 56 56 56 57 57 58 58 59 59 59 60 60 61」を「61 62 62 63」に、「69 70 71 72 73 74 75 76 77 78」を「55 56 56 56 56 56 57 57 57 57 58 58 58 58 59」に、「51 51 52 52 53 79 80 81 82 83 84 85」を「68 69 69 70 70 71 71 72 72 73 73 74 74 75 75 76 77」に、改める。

54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65
を
50 50 51 51 51 51 52 52 52 52 53 53 53 53 54 54 55
に、
33 33

34 34 35 35 36 36 37 37 38 38 39 39 40 40 41
を
32 33 33 33 33 34 34 34 34 35 35 35 35 36 36 36 37
に、

29 29 30 30 31 31 32 32 33 33 34 34 35 35 36 36 37
を
28 28 29 29 29 29 30 30 30 30 31 31 31 31 32 32 33
に改める。

別表第七の警察職給料表昇格時号給対応表中

113
を
100 100 100 100 100 100 100 101 101 101 101 101 101 101 101 101 101
に、
69 70 71 72 73 73 74 74 75 75 76 76 77
101 101 102 102 103 103 104 104 105 106 107 108 109 110 111 112

78 79 80 81
を
68 68 68 68 69 69 69 69 69 70 70 70 70 70 70 71 71 71
に、
69 70 71 72 73 74 75 76 77 78

79 80 81 82 83 84 85
を
68 69 69 70 70 71 71 72 72 73 74 75 76 77 78 79 80
に、
53 54 55 56 57

58 59 60 61 62 63 64 65 66 66 67
を
52 53 53 53 53 54 54 54 54 55 55 55 55 56 56 56 57
に、
49 50

51 52 53 53 54 54 55 55 56 56 57 58 59 60 61
を
48 48 49 49 49 50 50 50 51 51 51 52 52 52 53 53 53
に、

31 31 31 32 32 32 33 33 34 34 35 35 36 36 37
を
30 31 31 31 31 32 32 32 33 33 33 34 34 35
に改める。

45
を
40 40 41 41 41 41 41 41 41 42 42 42 42 42 43 43 43
に、
47 47 48 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57

別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表中

41 41 41 41 42 42 42 42 43 43 43 44 44 44 44

58 59 60 61
を
46 46 46 47 47 47 47 47 48 48 48 48 48 48 49 49 50 51
に改める。

別表第七の教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

59 59 60 60 61 61 61 61 62 62 62 62 62 63 63 63
を
58 58 59 59 59 59 60 60 60 60 61 61 61 61 62 62 63
に、
34 35 36 37
を
33 34 34 35

63 64
を
58 58 59 59 59 59 60 60 60 60 61 61 61 61 62 62 63
に、
34 35 36 37
を
33 34 34 35

82 83
を
74 74 75 75 75 75 76 76 76 76 77 77 77 77 78 78 79
に、
21 22 23 24 25 25 26 26 27 27 28 28

29 29 30 30 31
を
20 20 21 21 21 22 22 22 23 23 24 24 25 25 26 26 27
に改める。

別表第七の教育職給料表(二)昇格時号給対応表中

75 75 76 76 77 77 78 78 79 79 80 80 81 81 82

に改める。

別表第七の研究職給料表昇格時号給対応表中

40 40 40 41 41 41 42 42 42 43 43 43 44 44 44 45

45 46 46 47
を
40 40 40 40 40 41 41 41 41 41 42 42 42 42 42 43 43 43 43 43
に、
44 44 44 45 45 46 46

47 47 48 48 49 49 50 50 51
を
43 44 44 44 44 45 45 45 45 46 46 47 47 48 48 49
に改める。

別表第七の医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

29 29 29 30 30 31 31 31 31 32 32 32 33 33 33 34

34 35
を
28 28 29 29 29 30 30 30 31 31 31 32 32 32 33 33 33
に、
49 49 49 50 50 50 51 51 51 52 52 52

「53 53 54 54 55」を「48 48 49 49 49 49 49 50 50 50 50 50 51 51 51 51 51」に、「43 43 44 44 45 45 46 46 47」に改める。

「47 48 48 49 49 50 50 51」を「42 42 43 43 43 43 44 44 44 44 45 45 45 45 46 46 47」に改める。

別表第七の医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

「65」を「61 62 62 62 62 62 63 63 63 63 63 63 64 64 64」に、「62 62 62 62 62 63 63 64 64 64 64 64 65 65 65 65 66 66 66」に改める。

「82 82 83」を「74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74」に、「49 49 49 50 50 50 51 51 51 52 52 52 53 53 53」に改める。

「52 53 53 54 54 55」を「48 48 49 49 49 49 49 50 50 50 50 50 51 51 51」に、「41 41 42 42 43 43 44 44 44 45 45 45 46 46 46」に改める。

「45 45 46 46 47 47 48 48 49」を「40 41 41 41 41 42 42 42 42 43 43 43 43 44 44 44 45」に、「27 27 27 28 28 28 28 29 29 29 30 30 31 31 31 32 32 32 33」を「26 27 27 27 27 28 28 28 28 29 29 29 30 30 31」に改める。

別表第七の医療職給料表(三)昇格時号給対応表中

「97」を「91 92 92 92 92 93 93 93 93 94 94 94 94 95 95 95 95」に、「92 92 92 93 93 94 94 94 95 95 95 96 96 96 97 97 97」に、「93 94 95 96 97 98 99 100 101 101 102 102 103 103 104」に改める。

「104 104 105」を「92 92 93 93 93 94 94 94 95 95 96 96 96 97 97 97」に、「69 70 71 72 73 73 74 74 75 75 76 76 77 77 78 78 79 79 80 80 81 81 82 82 83」に改める。

「76 77 78 79 80 81」を「68 68 69 69 69 69 70 70 70 70 71 71 71 71 72 72 73」に、「43 43 43 44 44 44」に改める。

「53 53 54 54 55」を「48 48 49 49 49 49 49 50 50 50 50 50 51 51 51 51 51」に、「43 43 44 44 45 45 46 46 47」に改める。

「47 48 48 49 49 50 50 51」を「42 42 43 43 43 43 44 44 44 44 45 45 45 45 46 46 47」に改める。

別表第七の医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

「65」を「61 62 62 62 62 62 63 63 63 63 63 63 64 64 64」に、「62 62 62 62 62 63 63 64 64 64 64 64 65 65 65 65 66 66 66」に改める。

「82 82 83」を「74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74」に、「49 49 49 50 50 50 51 51 51 52 52 52 53 53 53」に改める。

「52 53 53 54 54 55」を「48 48 49 49 49 49 49 50 50 50 50 50 51 51 51」に、「41 41 42 42 43 43 44 44 44 45 45 45 46 46 46」に改める。

「45 45 46 46 47 47 48 48 49」を「40 41 41 41 41 42 42 42 42 43 43 43 43 44 44 44 45」に、「27 27 27 28 28 28 28 29 29 29 30 30 31 31 31 32 32 32 33」を「26 27 27 27 27 28 28 28 28 29 29 29 30 30 31」に改める。

別表第七の医療職給料表(三)昇格時号給対応表中

「97」を「91 92 92 92 92 93 93 93 93 94 94 94 94 95 95 95 95」に、「92 92 92 93 93 94 94 94 95 95 95 96 96 96 97 97 97」に、「93 94 95 96 97 98 99 100 101 101 102 102 103 103 104」に改める。

「104 104 105」を「92 92 93 93 93 94 94 94 95 95 96 96 96 97 97 97」に、「69 70 71 72 73 73 74 74 75 75 76 76 77 77 78 78 79 79 80 80 81 81 82 82 83」に改める。

「76 77 78 79 80 81」を「68 68 69 69 69 69 70 70 70 70 71 71 71 71 72 72 73」に、「43 43 43 44 44 44」に改める。

「45 45 46 46 47 47 48 48 49」を「42 43 43 43 43 44 44 44 44 45 45 45 46 46 47」に、「38 39 40 41 41 42 42」を「37 38 38 39 39 40 40 41 41 42 42 43 43 44 44 45」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県人事委員会委員長　佐々木　忠一

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

「田代小学校	八戸市南郷区大字島守字赤羽六の二五」を
大不動小学校	八戸市南郷区大字島守字赤羽六の二五十和田市大字大不動字漆久保二四の二八」に、
「田代小学校	八戸市南郷区大字島守字赤羽六の二五」を
平沼小学校	上北郡六ケ所村大字平沼字二階坂六の八」を
倉内小学校	上北郡六ケ所村大字倉内字道ノ上二一の一」を
千歳平小学校	上北郡六ケ所村大字倉内字笹崎三九六」を
「千歳平小学校	上北郡六ケ所村大字倉内字笹崎三九六上北郡六ケ所村大字倉内字湯沢一二の八」に、
南小学校	

「滝沢小学校　十和田市大字滝沢字舘四五　を
脇野沢小学校　むつ市脇野沢桂沢七一の一　」
「脇野沢小学校　むつ市脇野沢桂沢七一の一　」に改める。
別表第一の中学校の表中
「第三中学校　三沢市六川目八丁目三四の一六　」を
「第三中学校　三沢市大字三沢字庭構一〇八四の三三　」に改める。
別表第二の小学校の表中
「松陽小学校　十和田市大字八斗沢字砂土路一四の一六一　を
「松陽小学校　十和田市大字八斗沢字砂土路一四の一六一　」
四和小学校　十和田市大字米田字高谷一四〇　」に改める。
別表第二の中学校の表中
「市浦中学校　五所川原市相内岩井八一　」を
「市浦中学校　五所川原市相内岩井八一　」
四和中学校　十和田市大字米田字高谷一四〇　」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の中学校の表に係る改正規定は、平成二十四年十一月五日から適用する。

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県人事委員会委員長　佐々木　忠一

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「建築工事総括検査監」を削り、「建築工事検査監」を「建築工事検査監津波防災地域づくり推進監」に改め、「高等技術専門校教頭」の下に「（職務の級行政職給料表六級のものに限る。）」を加え、同表海区漁業調整委員会の事務部局の項中「八類」を「六類」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一〇九（住居手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県人事委員会委員長　佐々木　忠一

人事委員会規則七―一〇九（住居手当）等の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一〇九（住居手当）等の一部を次のように改正する。

（人事委員会規則七―一〇九（住居手当）の一部改正）

第一条　人事委員会規則七―一〇九（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「当該適用、」の下に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定による派遣若しくは」を加える。

（人事委員会規則七―一五九（単身赴任手当）の一部改正）

第二条　人事委員会規則七―一五九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭